

# 自殺総合対策東京会議部会設置要領

平成19年8月9日19福保保政第441号  
改正 平成23年6月9日23福保保政第473号  
改正 平成24年11月30日24福保保政第1028号  
改正 平成26年3月3日25福保保政第1389号  
改正 平成29年6月7日29福保保政第360号

## (設置)

第1条 自殺総合対策東京会議設置要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、次に掲げる事項について検討するため部会を設置する。

- (1) 東京都の自殺対策計画について検討すること（計画策定部会）。
- (2) 過重労働を始めとする勤務問題等、重点的な自殺対策の推進について検討すること（重点施策部会）。

## (運営)

第2条 各部会の運営については、要綱第8条の規定を適用するほか、第4条、第6条、及び第9条から第11条までの規定を準用する。この場合において、「座長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

## (委員の任期)

第3条 各部会の委員の任期は、委嘱の日からこの日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 附 則

この要領は、決定の日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成23年6月9日から適用する。

## 附 則

この要領は、平成24年11月30日から適用する。

## 附 則

この要領は、平成26年3月3日から適用する。

## 附 則

この要領は、平成29年6月7日から適用する。